号

特定複合観光施設区域整備法施行令

内 閣 は、 特定複合観光施設区域 整備法 (平成三十年法律第八十号) の規定に基づき、 この政令を制定する。

目次

第一章 特定複合観光施設(第一条—第五条)

第二章 カジノ事業及びカジノ事業者

第一節 カジノ事業の免許等 (第六条―第八条)

第二節 カジノ事業者が行う業務 (第九条―第十六条)

第三節 カジノ事業の従業者 (第十七条)

第三章 カジノ施設供用事業 (第十八条―第二十四条)

第四章 認可施設土地権利者 (第二十五条・第二十六条)

第五章 カジノ関連機器等製造業等

第 節 カジノ関連機器等製造業等の許可等 (第二十七条—第三十一条)

第二節 カジノ関連機器等製造業等の従業者 (第三十二条・第三十三条)

第三節 指定試験機関(第三十四条—第三十七条)

第六章 カジ ノ施設への 入場等 *(* 制限 (第三十八条・第三十九条)

第七章 入場料及び認定都道府県等入場料並びに国庫納付金及び認定都道府県等納付金 (第四十条-一第四

十六条)

附 則

第一章 特定複合観光施設

国際会議場施設の基準)

第一 条 特定複合観 光施設区域整 備法 (以下「法」という。) 第二条第一 項第一号の政令で定める基準 は、

主として国際会議の用に供する室のうちその収容人員が最大であるものの収容人員 (以下この条及び次条

において 「最大国際会議室収容人員」という。) がおおむね千人以上であり、かつ、主として国際会議  $\mathcal{O}$ 

用に供する全ての室の収容人員の合計が最大国際会議室収容人員の二倍以上であることとする。

展示施設、 見本市場施設その他の催しを開催するための施設の基準)

第二条 法第二条第一項第二号の政令で定める基準は、 次の各号に掲げる最大国際会議室収容人員の区分に

応じ、 主として展示会、 見本市その 他  $\mathcal{O}$ 催 L  $\mathcal{O}$ 用に供する全ての室の 床面 積 の合計が当該 各号に定め る面

積以上であることとする。

- おおむね千人以上三千人未満 おおむね十二万平方メートル
- おおむね三千人以上六千人未満 おおむね六万平方メ ートル
- 三 おおむね六千人以上 おおむね二万平方メートル

(我が国の観光の魅力の増進に資する施設)

第三条 法第二条第 項第三号の政令で定める施 設は、 我が 玉  $\mathcal{O}$ 観 光 の魅力の増進に資する劇場、 演芸場

音楽堂、 競技場、 映 画 館、 博物 館、 美術 館、 レ ストランその 他 の施設とする。

(国内における観光旅行の促進に資する施設の基準)

第四条 法第二条第一項第四号の政令で定める基準は、 次のとおりとする。

利用 者 の需要を満たすことができる適当な規模の対 面による情報提供及びサービスの手配のための設

備並びに適当な規模の待合いの用に供する設備を有すること。

次に掲げる業務を行う機能を有し、 かつ、 これらの業務を複数の外国語により行うことができること。

1 我が 国に おける各 地 域  $\widehat{\mathcal{O}}$ 観 光の魅・ 力に関する情 報に い て、 視聴覚的効果を生じさせる表現その他

 $\mathcal{O}$ )効果的, な方法により提供する業務

口 目的 地 に到 達するまでの 経路及び交通手段並びに目的地における観光資源、 交通、 宿泊、 食事その

他 (T) 事 項 (ニにおいて 「観光資源等」という。)に関する情報について、 情報通信技術の活用を考慮

した適切な方法により提供する業務

ハ 利用 者 の関心に応じて、 旅行  $\mathcal{O}$ 的 地及び日程 並 びに旅行者が提供を受けることができるサービス

目

 $\mathcal{O}$ 内 容 に関する事項を定め た旅 行 に関 する計 画 に うい て提案する業務

二 観光 旅 行を行おうとする者の需要に応じて、 目的 地 に到達するまでの旅客 反 び 手荷物 0 運送並 びに

目 的 地 における観光資源等に係る予約、 料金の支払その他の必要なサービスの手配を一元的に行う業

務

(宿泊施 設 の基

第五条 法第二条第一 項第五号の政令で定める基準は、 次のとおりとする。

全ての客室の床面積の合計がおおむね十万平方メートル以上であること。

次に掲げる事 項が、 国内 外  $\mathcal{O}$ 宿 泊 施設における客室の実情を踏まえ、 利用者の需要の高度化及び多様

化を勘案して適切なものであること。

イ 客室のうち最小のものの床面積

口 独立的に区 .画されたそれぞれ一以上の居間及び寝室を有する客室(ハにおいて「スイートルーム」

という。)のうち最小のものの床面積

客室の総数に占めるスイートルームの割合

第二章 カジノ事業及びカジノ事業者

第一節 カジノ事業の免許等

(法第四十一条第一項第七号等の政令で定める面積)

第六条 法第四十一条第一項第七号(法第四十八条第三項において準用する場合を含む。)の政令で定める

面 積は、 特定複合観光施 設の床 面積の合計の百分の三の面積とする。

(免許等の欠格事由に係る罪)

第七条 法第四十一条第二項第一号へ (法第四十三条第四 項、 第四十五条第二項、 第四十六条第二 項及び第

匹 十七条第二項 E お いて準 用する場合を含む。) の政令で定め る罪 は、 次に掲げ る罪とする。

- 当せ、  $\lambda$ 金付 証 票法 (昭和二十三年法律第百四十四号) 第十 九 条  $\mathcal{O}$ 罪
- 自転 車競技法 (昭和二十三年法律第二百九号) 第六十九条 の罪

(昭和二十五年法律第二百八号) 第七十四条

0

罪

三

小型自

動車競走法

兀

モー

ター

ボ

ート競走法

(昭和二十六年法律第二百四十二号)

第七十一条の罪

- 五. スポ ツ 振 興投票の実施等 に関する法律 (平成十年法律第六十三号) 第三十六条の罪
- 六 売春防止法 (昭和三十一年法律第百十八号) 第十四条の罪
- 七 大麻 取 締法 (昭和二十三年 法 (律第百二十四号) 第二十七条 同 法第二十四条第二 項及び第三項 (同条

第二項に係る部分に限る。)、 第二十四条の二第二項及び第三項 (同条第二項に係る部分に限る。

第二十四条の三第二項 (同条第一項第一号及び第二号に係る部分に限る。以下この号において同じ。)

及び第三項 (同条第二項に係る部分に限る。) 並びに第二十五条第一項 (第一号に係る部分に限る。)

に係る部分に限る。)の罪

覚せい剤取 締 法 (昭和二十六年法律第二百五十二号) 第四十四条 (同法第四十一条第二項及び第三項

八 第五号までに係る部分に限る。 同 条第二項に係 及び第三項 第四十一条の三第二項 る部 (同条第二項に係る部分に限る。)、 分に限る。)、 (同 以下この号において同じ。)及び第三項 条第一 第四· 項 第 一 干一 号及び 条の二第二項及び第三項 第四号に係る部分に限る。 第四十一条の四第二項 (同条第二項に係る部分に限る (同 条第二 (同条第一項第三号から 以下この号に 項に係 る部 お 分に 7 て 限 同 る

九 項 麻薬及び向精 (同 条第二項に係 神薬取る る部 締 法 分に限る。)、 (昭和二十八年法律第十四号) 第七十四 第六十四条の二第二項及び第三項 \_ 条 (同 [法第六十四条第二項及び第三 (同 条第二 項 に係 る部 分に限

並びに第四十一条の五第一項

(第三号に係る部分に限る。) に係る部分に限る。)

0

第三項 る。 (同条第二項に係る部分に限る。)、 第六十 四条の三第二 項及び第三項 (同条第二項に係る部分に限る。 第六十六条第二項及び第三項 (同条第二項に係る部分に限 )、第六十五条第二項 及び

る。)、 第六十六条の二第二項及び第三項 (同条第二項に係る部分に限る。)、第六十六条の三第二項

及び第三項 (同条第二項に係る部分に限る。)、 第六十六条の四第二項及び第三項 (同条第二項に係る

部分に限る。 第六十九条 (第六号に係る部分に限る。)、 第七十条 (第十四号及び第十八号に係る

部分に限る。)、第七十一条 (同法第五十条の十五第二項に係る部分に限る。) 並びに第七十二条 ( 第

四号に係る部分に限る。)に係る部分に限る。)の罪

+ あへ ん 法 (昭 和二十 九年法律第七十一 号) 第六十一条 (同法第五十一 条第二 項及び第三項 (同 条 第二

項に係る部分に限る。 並びに第五十二条第二項及び第三項 (同条第二項に係る部分に限る。 に係る

部分に限る。)の罪

十 一 医薬品、 医療機器等の品質、 有効性及び安全性の確保等に関する法律 (昭和三十五年法律第百四十

五. 号) 第九十条 (第一号中同法第八十三条の 九及び第八十四条 (第二十五号 同 法第七十六条の七 第

項に係る る部 分に限る る。 に係る部分に限る。 に係 る部分並 びに第二号中同 法 第八 十四 条 (第二十五号

(同 法第七 十六条の七第二項に係る部 分に限る。 )及び第二十六号に係る部 分に限る。 第八十五 条

(第九号及び第十号に係る部分に限る。) 、 第八十六条第一項(第二十三号及び第二十四号に係る部分

に限る。) 及び第八十七条(第十三号 (同法第七十六条の八第一項に係る部分に限る。) 及び第十五号

に係る部分に限る。)に係る部分に限る。)の罪

十 二 国際的 な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向 精 神

薬取締法等の特例等に関する法律 (平成三年法律第九十四号) 第十五条の罪

金融 商 品 取 引法 (昭和二十三年法律第二十五号) 第二百七条第一 項 (第一号、 第二号 (同法第百九

十七条の二 ( 第 一 号から第十号の三まで及び第十三号から第十五号までに係る部分に限る。) に係 る部

分に限る。)、第三号 (同法第百九十八条(第八号に係る部分に限る。)に係る部分に限る。)、 第四

号 (同法第百九十九条に係る部分に限る。) 、 第五号(同法第二百条 (第一号から第十二号の二まで、

第二十号及び第二十一号に係る部分に限る。) に係る部分に限る。)及び第六号(同法第二百五条 ( 第

号から第六号まで、 第十九号及び第二十号に係る部分に限る。) に係る部分に限る。) に係る部分に

限る。)の罪

<del>十</del> 四 民事 再 生法 (平成十一年法律第二百二十五号) 第二百六十五条 (同法第二百六十三条に係る部分を

除く。)の罪

十 五 外国倒 産 処 理手続の承認援助に関する法律(平成十二年法律第百二十九号) 第七十一条の罪

十六 会社更生法 (平成十四年法律第百五十四号) 第二百七十五 一条の罪

十七 破産法 (平成十六年法律第七十五号) 第二百七十七条 (同法第二百七十五条に係る部分を除く。

十八 会社法 (平成十七年法律第八十六号) 第九百 七十五 茶の 罪

十九 般社団法 人及び一 般財 団 法 人に 関する法律 伞 . 成 十八年 法 律第四十八号) 第三百四 + 条の 罪

物価統制令 (昭和二十一年勅令第百十八号) 第四十条 (同法第三十五条 (同法第十二条に係る部分

に限る。)に係る部分に限る。)の罪 (これに当たる行為が、 貸付けの契約の締結又は当該契約に基づ

< 債 権 の取立てに当たって行われたものに限る。)

<u>-</u> + -農業協 組合法 (昭和二十二年法律第百三十二号)第百条の六第一項

同

<u>-</u> + -水産 業 協 同 .組合法 (昭和二十三年法律第二百四十二号) 第百二十九条  $\mathcal{O}$ 九 第 項 の罪

の罪

<u>一</u> 十 三 中小 企業等協 同 組 合法 (昭和二十 四年法律第百八十一号) 第百十 应 条 O兀 第 項  $\mathcal{O}$ 罪

二十四 協同 組合による金融事業に関する法律 (昭和二十四年法律第百八十三号) 第十一 条第 項の罪

二十五 信用金庫法 (昭和二十六年法律第二百三十八号) 第九十条の七第一項の罪

二十六 長期信 用 銀行法 昭 和二十七年法律第百八十七号)第二十六条第 一項  $\mathcal{O}$ 罪

二十七 労働金庫法 (昭和二十八年法律第二百二十七号) 第百条の七第一 項の 罪

二十八 出資の受入れ、 預り金及び金利等の取締りに関する法律 (昭和二十九年法律第百九十五号) 第九

条 第 項  $\mathcal{O}$ 罪

二十九 銀 行 法 (昭 和 五. 十六年法律第五十九号) 第六十四条第 項の 罪

貸金業法 (昭和五十八年法律第三十二号) 第五十一 条第 項の

三十 罪

農林中央金庫法 (平成十三年法律第九十三号) 第九十九条の四第一項 の罪

三十二 株式会社商工組合中央金庫法 (平成十九年法律第七十四号) 第七十五 条第一項の罪

三十三 資金決済に関する法律 (平成二十一年法律第五十九号) 第百十五条第 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 罪

三十四 労働 基 準 法 昭昭 和二十二年法律第四 十九号)第百二十一 条 (同 法 第百 十七条、 第百· 十八条第 一項

(同 法第六条及び )第五· 十六条に係る部 分に限る。 及び第百十 九条 第一 号 (同 法第六十一 条及び 第六

十二条に係る部分に限る。)に係る部分に限る。)に係る部分に限る。) (船員職業安定法 (昭和二十

三年法律第百三十号) 第八十九条第一項及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護

等に関する法律 (昭和六十年法律第八十八号) 第四十四条第四項の規定により適用する場合を含む。)

の罪

三十五 船員法 (昭和二十二年法律第百号) 第百三十五条第一項 (同法第百二十九条 (同法第八十五条第

項及び第二項に係 る部分に限る。) 及び第百三十条 (同法第八十六条第一 項に係る部分に限 こに

係る部分に限る。 (船員職業安定法第八十九条第四 項及び第七項並びに第九十二条第一項の 規定によ

り適用する場合を含む。)の罪

三十六 職業安定法 (昭和二十二年法律第百四十一号)第六十七条(同法第六十三条に係る部分に限る。

) の 罪

三十七 児童福: 祉法 (昭和二十二年法律第百六十四号) 第六十二条の三 (同法第六十条第一項及び第二項

同 法第三十四条第一項第四号の三、 第五号、 第七号及び第九号に係る部分に限る。) に係る部分に限

る。) の罪

三十八 風俗 営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律 (昭和二十三年法律第百二十二号) 第五十六

(同法第四十九条及び第五十条第一項に係る部分に限る。) の罪

三十九 船員職業安定法第百十五条 (同法第百十一条に係る部分に限る。) の罪

四十 出入国管理及び難民認定法 (昭和二十六年政令第三百十九号) 第七十六条の二 (同法第七十三条の

## 一第一項に係る部分に限る。)の罪

四 十 一 労働者 派遣事業  $\mathcal{O}$ 適 正 な運営  $\mathcal{O}$ 確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第六十二条 (同法第五

十八条に係る部分に限る。)の罪

四十二 児童買春、 児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律 (平成十一

年法律第五十二号)第十一条の罪

四十三 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十八年法律第八十九

号)第百十三条(同法第百八条に係る部分に限る。)の罪

四十四 国税 又は 地方税 に関する法律中偽 りその 他不正 の行為により国税若しくは地方税を免れ、 納付せ

ず、 若しくはこれらの税の還付を受け、 又はこれらの違反行為をしようとすることに関する罪を定めた

規定の罪

2 法第四十一条第二項第二号イ(6) (法第四十三条第四項、 第四十五条第二項、 第四十六条第二項、 第四十

七条第二項及び第四十八条第三項において準用する場合を含む。)の政令で定める罪は、 次に掲げる罪と

する。

当せん金付 証票法第十八条第一 項又は第十 九条の罪

競馬 法 (昭 和二十三年 法 律 :第百 五. 十八 号) 第五 章 0) 罪

三 自 転 車 競 技法 第六章  $\mathcal{O}$ 罪

匹 小 型自 動 車 競 派走法第· 七 章 Ò 罪

五. モー ター ボ 1 競 走法 第七 章  $\mathcal{O}$ 罪

六 日 本中 央競 為馬会法 昭昭 和二十 九年法律第二百五号) 第七章

· の 罪

七 ス ポ ] ツ 振 興 八投票の立 実 施 等 に関する る法律第七 章 0 罪

八 売春 防 止 一法第二 一章  $\mathcal{O}$ 罪

九 大麻 取 締 法第二十 五. 条第 項 ( 第 一 号に係る る部 分に 限る。 以下この号にお いて同じ。 又は第二十七

条 (同 法 第二十五条第 項に 係る部分に限る。  $\mathcal{O}$ 罪

+ 覚せ 1 剤取 締法第四十一条の 五第一 項 (第三号に係る部分に限る。 以下この号において同じ。) 又は

第四 十四 条 同 法第四十一 条の五第一 項に係る部分に限 る。)  $\mathcal{O}$ 罪

<u>+</u> 麻薬 及び 向精神薬 取締法第六十九条 (第六号に係る部分に限る。 以下この号において同じ。 第

七十条 に 第七十二条までに係る部分に限る。) 五 限 十条の十五 ら。 る。 (第十四号及び第十八号に係る部分に限る。 以下この号にお 第二項に係 る部 いて同じ。 一分に限る る。 の罪 第七十三条又は第七十四条 以下この号において同じ。)、 以下この号において同じ。)、 (同法第六十九条及び第七十条から 第七十二条 第七十一条 (第四 号に係 (同法第 る部 分

六条第 の号において同じ。 に限る。)、 (第十三号 (第二十五号 医薬品、 項 (同法第七十六条の (第二十三号及び第二十四号に係 第八十五条 医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第八十三条の九、第八十四条 (同法第七十六条の七第一項及び第二項に係る部分に限る。) 及び第二十六号に係る部分 )又は第九十条(第一号中同法第八十三条の九及び第八十四条 (第九号及び第十号に係る部分に限る。 八第一 項に係る部分に限る。) る部 分に限る る。 以下この号にお 及び第十五号に係る部分に限 以下この号において同じ。)、 いて同じ。)、 (第二十五号 る。 第八 第八十 + (同法 以下こ 七条

十四条

(第二十五号

(同法第七十六条の七第二項に係る部分に限る。)

及び第二十六号に係る部分に限

第八十六条第一項及び第八十七条に係る部分に限る。)

の罪

第七十六条の七第一項に係る部分に限る。

)に係る部分に限る。)に係る部分並びに第二号中同

法

第八

る。

第八十五条、

十三 国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神

薬取締法等の特例等に関する法律第三章の罪

十四四 金 融 商 品品 取 引法第百 九十七条第一 項、 第 百· 九十七条の二 (第一号から第十号の三まで及び第十三号

から第十五号までに係る部分に限る。 以下この号において同じ。)、第百九十八条 (第八号に係る部分

に限る。 以下この号において同じ。)、 第百九十九条、第二百条(第一号から第十二号の二まで、第二

十号及び第二十一号に係る部分に限る。以下この号において同じ。)、第二百三条第三項、第二百五条

(第一号から第六号まで、第十九号及び第二十号に係る部分に限る。 以下この号において同じ。)又は

第二百七条第一 項 (第一号 (同 E法第百. 九十七条第一項に係る部分に限る。)、 第二号 (同法第百九 十七

条の二に係る部分に限る。 第三号 (同法第百九十八条に係る部分に限る。)、 第四号 同 |法第| 百 九

十九条に係る部分に限る。)、 第五号 (同法第二百条に係る部分に限る。) 及び第六号 (同法第二百五

条に係る部分に限る。)に係る部分に限る。)の罪

十 五 民事再生法第二百五十五条、 第二百五十六条、 第二百五十八条から第二百六十条まで、 第二百六十

二条又は第二百六十五条 (同法第二百六十三条に係る部分を除く。) の罪

十六 外国 一倒産処理手続の承認援助に関する法律第六十五条、 第六十六条、 第六十八条、 第六十九条又は

第七十一条の罪

十七 会社更生法第二百六十六条、 第二百六十七条、 第二百六十九条から第二百七十一条まで、 第二百七

十三条又は第二百七十五条の罪

十八 破産法第二百六十五条、第二百六十六条、第二百六十八条から第二百七十二条まで、第二百七十四

条又は第二百七十七条 (同法第二百七十五条に係る部分を除く。) の罪

十九 会社法第八編の罪

一十 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第七章の罪

刑法 (明治四十年 法律第四十五号) 第百七十四条、 第百七十五条、 第百八十二条、 第二百三十五

条、 第二百四十三条 (同法第二百三十五条に係る部分に限る。)、第二百四十七条、第二百五十条 (同

法第二百四十七条に係る部分に限る。) 又は第二百五十四条の罪

<u>-</u> + -物価 統 制令第三十五条 (同法第十二条に係る部分に限る。 以下この号において同じ。) 若しくは

第四 1十条 (同法第三十五条に係る部分に限る。)、 刑法 (前号に規定する規定並びに第百八十五条及び

第百八十七条の規定を除く。)、暴力行為等処罰に関する法律 (大正十五年法律第六十号)又は組織的

な犯罪 の処罰 及び犯罪 収 益  $\overline{\mathcal{O}}$ 規制等に関する法律 (平成十一年法律第百三十六号。 第九条第 項か ら第

三項 べまで、 第十条、 第十一条及び第十七条を除く。)の罪 (これらに当たる行為が、 貸付け  $\bigcirc$ 契約 の締

結又は当該契約に基づく債権の取立てに当たって行われたものに限る。)

二十三 農業協同組合法第九章の罪

二十四 水産業協同組合法第九章の罪

二十五 中小企業等協同組合法第六章の罪

二十六 協同 組 合による金融事 業に関する法律第八条の二から第十条の二の二まで、 第十条の二の四から

第十条の三まで又は第十一条第一項の罪

二十七 信用金庫法第十一章の罪

二十八 長期信用銀行法第二十三条の二から第二十五条の二の二まで、第二十五条の二の四から第二十五

条の三まで又は第二十六条第一項の罪

二十九 労働金庫法第十一章の罪

出資の受入れ、 預り金及び金利等 の取締りに関する法律第五条、 第五条の二第一 項、 第五条の三、

第八条第一項から第三項まで又は第九条第一項の罪

三十一 銀行法第九章の罪

三十二 貸金業法第五章の罪

三十三 農林中央金庫法第十一章の罪

三十四 株式会社商工組合中央金庫法第十章の罪

三十五 資金決済に関する法律第八章の罪

三十六 労働 基 準 ·法第百· 十七条、 第百· + -八条第 項 (同法第六条及び第五十六条に係る部分に限る。 以 下

この号に お ١ ر て同じ。)、 第百十九条 ( 第 一 号 (同 法第六十一 条及び第六十二条に係る部 分 に 限

に係る部分に限る。 以下この号において同じ。) 又は第百二十一条 (同法第百十七条、 第百 十八条第

項及び第百十九条に係る部分に限る。)(これらの規定を船員職業安定法第八十九条第一項及び労働者

派遣事 業の適正 な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第四十四条第四項の規定により適用

する場合を含む。)の罪

三十七 船員法第百二十九条 (同法第八十五条第一項及び第二項に係る部分に限る。 以下この号において

同じ。)、 第百三十条 (同 法第八十六条第一 項に係る る部分に限る。 以下この号において同じ。 又は第

百三十五条第一 項 (同法第百二十九条及び第百三十条に係る部分に限る。) (これらの 規定 を船 員 職 業

安定法第八十九条第四項及び第七項並びに第九十二条第一項の規定により適用する場合を含む。 の罪

三十八 職業安定法第六十三条又は第六十七条 (同法第六十三条に係る部分に限る。 の罪

三十九 児童福祉法第六十条第一項若しくは第二項 (同法第三十四条第一項第四号の三、 第五号、 第七号

及び第九号に係る部分に限る。 以下この号において同じ。 又は第六十二条の三(同法第六十条第 項

及び第二項に係る部分に限る。)の罪

四十 風俗営業 等  $\dot{O}$ 規制 及 び業務の適 正 化等に関する法律第四十九条、 第五十条第一項又は第五十六条

同法第四十九条及び第五十条第一項に係る部分に限る。)の罪

四 十 一 船員職業安定法第百十一条又は第百十五条 (同法第百十一条に係る部分に限る。 0 罪

四十二 出入国管理及び難民認定法第七十三条の二第一項又は第七十六条の二(同法第七十三条の二第

項に係る部分に限る。)の罪

四十三 労働者派遣事業の適正 な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第五十八条又は第六十

二条(同法第五十八条に係る部分に限る。)の罪

四十 匹 児童買 春、 児童 ポ ルノに係る行為等の 規制 及び 処罰並びに児童の保護等に関する法律第四 第

五条第一 項、 第六条第一項、 第七条又は第十一条 (同法第五条第二項及び第六条第二項に係る部分を除

く。)の罪

四十五 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律第百八条又は第百十三条 (同

法第百八条に係る部分に限る。)の罪

四十六 前項第四十四号に掲げる罪

(認可主要株主等に係る認可の欠格事由に係る罪)

第八条 法第六十条第二項第一号口 の政令で定める罪は、 前条第二項第一号から第十三号までに掲げる罪と

する。

2 法第六十条第二項第二号ロの政令で定める罪は、 前条第一項第一号から第十二号までに掲げる罪とする。

第二節 カジノ事業者が行う業務

(入場者から除かれる者)

第九条 法第六十八条第一 項第一: 号の政令で定める者は、 業務又は公務としてカジノ行為区画に入場し、 又

は滞在する者とする。

(入場規制の例外となる場合)

第十条 法第六十九条の政令で定める場合は、 次に掲げる場合とする。

法第六十九条第一号に掲げる者が業務として法第二条第十項第三号に掲げる区画に入場し、 又は滞在

する場合

法第六十九条第四号又は第五号に掲げる者が業務としてカジ ノ施設に入場し、 又は滞在する場合

三 法第六十九条第一 号、 第四号又は第五号に掲げる者が公務としてカジノ施設に入場し、 又は滞在する

場合

(供託が必要となる基準日特定資金受入残高の最低額)

第十一 条 法第八十四条第二項の政令で定める額は、 千万円とする。

.特定資金受入保証金及び特定資金受入要供託額に関する技術的読替え)

第十二条 法第八十四条第三項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

次条第二項	第八十条第一項	
準用する第八十条第二項及び前二条		
次条第二項並びに同条第三項において	前三条	第八十三条
第八十四条第二項	第八十条第一項	第八十二条第一項
十日をいう。以下同じ。)における		一号
基準日(毎年三月三十一日及び九月三	基準日における	第八十一条第三項第
第八十四条第二項	前条第一項	第八十一条第三項
		び第二項
特定資金受入保証金保全契約	特定資金移動履行保証金保全契約	第八十一条第一項及
第八十四条第二項	前項	第八十条第二項
読み替える字句	読み替えられる字句	読み替える法の規定

(債権を譲り受けた者への規制に関する技術的読替え)

第十三条 法第九十条の規定による技術的読替えは、 次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第七十七条第三号	種別及び内容	内容
第八十五条第三項	付することを内容とする特定資金貸付	受領し、又は
	契約を締結し、又は利息を受領し、若	
	しくは	
第八十八条	カジノ事業者等	譲受者等
第八十八条第二項第	カジノ事業者	当該特定資金貸付契約に係るカジノ事
一号		業者及び当該債権を譲り受けた者
第八十八条第二項第	年月日	年月日及び当該特定資金貸付契約に基
二号		づく債権を譲り受けた年月日
第八十八条第二項第	金額	金額及び譲り受けた債権の金額
四号		

(契約を締結してはならない相手方の要件に係る罪)

第十四 条 法第九 十四条第二号ハ  $\mathcal{O}$ 政 令 で定め る罪 は、 第八条第 項に規定する罪 (法人にあっては、 同条

第二項に規定する罪)とする。

(外国人旅客の乗降、待合いその他の用に供する施設)

第十五条

法第百六条第二項第一号の政令で定める施設は、

航空法

(昭和二十七年法律第二百三十一号)

第

二条第十九項に規定する国際航空運送事業の用に供される空港内 の旅客ターミナル施設又は海上運送法  $\overline{\phantom{a}}$ 

昭和二十四年法律第百八十七号) 第十九条の 兀 第 項に規定する対外旅客定期航 路事 業若 しくは 本邦  $\mathcal{O}$ 港

と本邦以外  $\mathcal{O}$ 地 域  $\mathcal{O}$ 港との間 に お け る人の 運送をする同 法第二条第六項に規定する不定期航 路 事 業  $\mathcal{O}$ 用 に

供される港湾内 0 旅客施設 (これらの施設のうち、 外国 人旅客が入国に際し次に掲げる処分に係る手 続 を

完了するまで滞在することができる部分に限る。)とする。

出入国管理及び難民認定法第三条第一項第二号に規定する上陸の許可等

二 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第六十七条の許可

(届出の対象となる取引)

第十六条 法第百九条第一項の政令で定める取引は、 次に掲げる取引とする。

- 一 チップの交付若しくは付与又は受領をする取引
- 法第二条第八項第二号ロに規定する特定資金受入業務に係る金銭の受入れ若しくは払戻し、 特定資金

貸付契約に係る債権の弁済の受領又は同号ニに掲げる業務に係る金銭の両替

 $\equiv$ カジノ行為関連景品類 (法第二条第十三項第一号に掲げるものに限る。) の提供

2 法第百九条第一項の政令で定める額は、百万円とする。

第三節 カジノ事業の従業者

第十七条 法第百十六条第二項第二号 (法第百十七条第四項にお いて準用する場合を含む。) の政令で定め

る罪は、 第七条第二 一項各号 (第十四号から第二十号までを除く。) に掲げる罪とする。

第三章 カジノ施設供用事業

(カジノ施設供用事業の免許等に関する技術的読替え)

第十八条 法第百三十条の規定による技術的読替えは、 次の表のとおりとする。

|読み替える法の規定 | 読

一読み替えられる字句

読み替える字句

十九条第一項の承認若しくは第百三十		
第百二十七条第二項の更新又は第百二	第四十三条第二項の更新又は	第四十九条第一号
同条第五項	第七項	第四十八条第十一項
		び第十二項
		第六項、第十一項及
第百二十九条第一項	第一項	第四十八条第五項、
に係る部分に限る。)		び第四十七条第二項
一条第一項第五号、第七号及び第八号	から第十号まで	第四十六条第二項及
第百二十六条第一項(第一号(第四十	第四十一条第一項(第五号及び第七号	第四十五条第二項、
	金融業務の実施の有無及びその種別	
要	施設の構造及び設備の概要並びに特定	
並びにカジノ施設の構造及び設備の概	、カジノ行為の種類及び方法、カジノ	第四十二条第一項
第百二十六条第一項各号	第一項各号	第四十一条第三項

第四十九条第四号 第四十四条第三項	いて、第			条第一項第一第二	条第一項第第二	項 項   第 第   第 第
[条第三項	ノ施設供用事業者がある場合にお	帝二十四条 設供用事業者がある場合にお	(百二十四条) 設供用事業者がある場合にお	設供用事業者がある場合におる第三十四条	設供用事業者がある場合におる第三項	会第一項第十一号 条第一項第十一号
第百二十八条第三項	カジノ施設供用事業に係る特定複		条 光施設に係るカジノ事業者の第三 光施設に係るカジノ事業者の第三	第二百六条第三項 光施設に係るカジノ事業者の第三条	光施設に係るカジノ事業者の第三光施設に係るカジノ事業者の第三	
		第百二十四条 光	第百二十四条 光	条第一項第   第二百四条第三項   条     上   ・	条第一項第   第二百四条第三項   条     条第一項第   第二百四条第三項   条	一条第二項   第二百四条第三項   第     条第二項   第二百四条第三項   第

おいて準用する場合		
を含む。)		
第五十三条第一項第	カジノ業務及びカジノ行為区画内関連	カジノ施設供用業務以外の施設供用事
七号	業務以外の設置運営事業	業

(認可主要株主等に係る認可の欠格事由に係る罪)

第十九条 第八条第一 項の規定は法第百三十一条において準用する法第六十条第二項第一号ロの政令で定め

る罪について、第八条第二項の規定は法第百三十一条において準用する法第六十条第二項第二号ロ の政令

で定める罪について、それぞれ準用する。

(認可主要株主等に関する技術的読替え)

第二十条 法第百三十一条の規定による技術的読替えは、 次の表のとおりとする。

認定設置運営事業者が第三十九条   認定施設供用事業者が第百二十四条
読み替える字句

(カジノ施設供用事業者が行う業務に係る契約に関する技術的読替え)

第二十一条 法第百三十三条第四項の規定による技術的読替えは、 次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第九十六条第一項及	前条第一項	第百三十三条第二項
び第二項第一号		
第九十七条及び第九	第九十五条第一項	
十八条		
第九十七条第一項及	4年 プ	ニまで及びト
び第九十八条第二号		
第九十九条各号	第九十五条第一項各号	第百三十三条第二項各号
第百二条	第九十三条から第九十六条まで	第百三十二条第一項並びに第百三十三
		条第一項及び第二項の規定並びに同条
		第四項において準用する第九十六条

(特定の業務に従事する者の確認の欠格事由に係る罪)

第二十二条 第十七条の規定は、 法第百三十四条第二項において準用する法第百十六条第二項第二号(法第

百三十四条第二項において準用する法第百十七条第四項において準用する場合を含む。)の政令で定める

罪について準用する。

(特定の業務に従事する者の確認等に関する技術的読替え)

法第百三十四条第二項の規定による技術的読替えは、

次の表のとおりとする。

第二十三条

			る場合を含む。)	四項において準用す	二号(第百十七条第	第百十五条第一項第	読み替える法の規定
まで	三号に掲げる業務に係る同号イからル	からニまでに掲げる事項の別、同条第	同条第二号	くまで	同条第一号	前条各号	読み替えられる字句
		及びロ	同項第二号	ハまで	同項第一号	第百三十四条第一項各号	読み替える字句

第百二十条第二号	
第三十九条	同条第四号
第百二十四条	同項第二号

(カジノ施設供用業務に従事する者に係る措置に関する技術的読替え)

法第百三十五条第三項の規定による技術的読替えは、

次の表のとおりとする。

第二十四条

五条		
及び第百十八条の規定並びに第百三十	、第百十八条及び前二条	
項において準用する		
第百三十四条第一項の規定、同条第二	第百十四条、	第百二十三条
読み替える字句	読み替えられる字句	読み替える法の規定

第四章 認可施設土地権利者

(法第百三十六条第二項の政令で定める取引又は行為)

第二十五条 法第百三十六条第二項の政令で定める取引又は行為は、 次に掲げる場合における施設土地に関

する権利の移転又は設定をする取引又は行為とする。

遺産の分割又は民法 (明治二十九年法律第八十九号) 第七百六十八条第二項 (同法第七 百四十九条及

び 第七一 百 七 十 一 条に お いて準 用する場合を含む。 0) 規定による財 産 の分与 に関する裁判若 しくは 調 停

に ょ つ 7 施 設 土 地に関する権利が移転され、 又は設定され る場 合

相続人に対する特定遺贈により施設土地に関する権利が取得される場合

(認可の欠格事由に係る罪)

第二十六条 第八条第一項の規定は法第百三十八条第二項において準用する法第六十条第二項第 号 口 の政

令で定める罪について、 第八条第二項 0 規定は法第百三十八条第二項において準用する法第六十条第二項

第二号ロの政令で定める罪について、それぞれ準用する。

第五章 カジノ関連機器等製造業等

第一節 カジノ関連機器等製造業等の許可等

(許可等の欠格事由に係る罪)

第二十七条 法第百 四十五条第二項第一号ハ (法第百四十六条第四項において準用する場合を含む。) の政

令で定める罪は、 第七条第一項第一 号から第十九号までに掲げる罪とする。

法第百四十五条第二項第二号イ⑵ (法第百四十六条第四項及び第百四十七条第二項において準用する場

合を含む。)の政令で定める罪は、第七条第二項第一号から第二十一号までに掲げる罪 (刑法第百七十四

条、第百七十五条及び第百八十二条の罪を除く。)とする。

(カジノ関連機器等製造業等の許可等に関する技術的読替え)

第二十八条 法第百四十九条の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

許可書	免許状	第四十二条第一項及
	施の有無及びその	
	び設備の概要並びに特定金融業務の実	
	の種類及び方法、カジノ施設の構造及	
ジノ関連機器等製造業等の	にカジノ行為区画の位置、カジノ行為	
及び第百四十三条第一項に規定するカ	、カジノ施設の名称及び設置場所並び	第四十二条第一項
第百四十五条第一項各号	第一項各号	第四十一条第三項
読み替える字句	読み替えられる字句	読み替える法の規定

***	.	- Fata				,	<b></b>	<b></b>	<b></b>	<b>—</b>	
第四十九条第一号		第四十八条第六項	び第四十七条第二項	第四十六条第二項及	第四十五条第二項、	十一条	条第六項並びに第五	条第三項、第四十八	条第三項、第四十七	条第三項、第四十六	び第三項、第四十五
第四十三条第二項の更新又は	前項	第一項	(第五号を除く。)	から第十号までを除く。)及び第二項	第四十一条第一項(第五号及び第七号						
十七条第一項の承認若しくは第百四十一第百四十六条第二項の更新又は第百四	条第三項	第百四十七条第一項			第百四十五条						

		九条において準用する
	、第四十七条第一項若しくは前条第一	若しくは第四十七条第一項
	項	
第四十九条第二号	第四十一条第一項各号	第百四十五条第一項各号
第四十九条第三号	第四十一条第二項各号	第百四十五条第二項各号
第五十一条第一項第	第二百四条第三項	第二百八条第二項
一号		
第五十二条第二項	第四十一条第一項第十一号	第百四十五条第一項第六号

## (承認の欠格事由に係る罪)

第二十九条 第二十七条第一 項の 規定は法第百四十九条において前条の規定により読み替えて準用する法第

ノヽ 四十五条第二項、 の政令で定める罪について、第二十七条第二項の規定は法第百四十九条において前条の規定により 第四十六条第二項及び第四十七条第二項において準用する法第百四十五条第二 一項 第 読 号 4

替えて準用する法第四十五条第二項、

第四十六条第二項及び第四十七条第二項において準用する法第百四

十五条第二項第二号イ2の政令で定める罪について、それぞれ準用する。

(カジノ関連機器等外国製造業の認定等に関する技術的読替え)

第三十条 第二十八条 (同 条の表第四十二条第一 項の項、 第四十二条第一 項及び第三項、 第四十五条第三項

第四十六条第三項、第四十七条第三項、第四十八条第六項並びに第五十一条の項及び第五十一条第一項

第二号の項を除く。)の規定は、法第百五十条第二項において準用する法第百四十九条の規定による技術

的読替えについて準用する。

2 前項に定めるもの のほ か、 法第百五十条第二項の規定による技術的読替えは、 次の表のとおりとする。

上   ラ	登記事項証明書読み替えられる字句	
第二号(第百四十六		を含む。)
条第四項において準		
用する場合を含む。		
)		

含む。)及び第百四	いて準用する場合を	四十七条第二項にお	十六条第二項及び第	十五条第二項、第四	替えて準用する第四	条の規定により読み	てこの政令第二十八	第百四十九条におい	十七条第二項並びに	条第四項及び第百四	第六号(第百四十六	第百四十五条第一項
												定款
												定款(これに準ずるものを含む。

第五	する	 第 一	 二 佰	二項、	 用 at	にト	令	 九 冬	 第 一	 第 百	する	<u></u> 十	
第百四十九条におい	する場合を含む。)	第二項において準用	二項及び第四十七条	5、第四十六条第	用する第四十五条第	により読み替えて準	令第二十八条の規定	九条においてこの政	第一号イ(第百四十	第百四十五条第二項	する第五十二条	十九条において準用	
、カジノ施設の名称及び設置場所並び										会社で			
その也										会社又は外国会社で			

		•
		八条第六項並びに第
		を含む。)、第四十
		おいて準用する場合
		百四十六条第四項に
		(これらの規定を第
		条第一項及び第三項
		て準用する第四十二
認定書	免許状	第百四十九条におい
		0
	施の有無及びその種別その他	準用する場合を含む
	び設備の概要並びに特定金融業務の実	六条第四項において
	の種類及び方法、カジノ施設の構造及	条第一項(第百四十
	にカジノ行為区画の位置、カジノ行為	て準用する第四十二

第三十一条	
第二十七条第	
一項の規定は法第百五十条第一	
二項において準用する法	
る法第百四十五条第二	
一項第一号	

• · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	_
五十一条並びに第百	
四十九条においてこ	
の政令第二十八条の	
規定により読み替え	
て準用する第四十五	
条第三項、第四十六	
条第三項及び第四十	
七条第三項	
第百四十九条におい 第二百四条第三項	第二百九条
て準用する第五十一	
条第一項第二号	
(忍定等の欠各事由こ系る罪)	

# (認定等の欠格事由に係る罪)

第四 規定により読み替えて準用 法第百五十条第二項にお 第二号イ(2) める罪について、 する法第 (法第百 十五条第二 百 五. 兀 (法第百五十条第二項において準用する法第百四十六条第四 十九九 十条第二項におい 項、 第二十七条第二項の規定は法第百五十条第二項に 条に 第四十六条第二項 お いて準 1 て前 する法第四十 条第 用する法第百四十九条において前 て準用する法第百四十六条第四項並 項に 及び 五 条第二項 第四十七条第二 お į١ · て準 用する第二十八条 第四 一項にお 十六条第二項及び第四 条第一 いく おい て準 びに法第百五  $\mathcal{O}$ 項にお 項及び第百四十七条第二 て準用する法第百四十 規 用する場合を含む。 定により読み替え いて準 十七 十条第二項に 条第二項にお 用する第二十八 て 準 五  $\mathcal{O}$ お 項並 条第二項 政 用 いて準用 令 į١ す 条 て準 びに で定 る法  $\mathcal{O}$ 

第二節 カジノ関連機器等製造業等の従業者

用する場合を含む。

0

政令で定め

る罪

ĺĊ

つい

て、

それぞれ準

甪

する。

(特定の業務に従事する者の確認の欠格事由に係る罪)

第三十二条 第一 お て準 号から第十三号まで及び第二十一号に掲げる罪 甪 法第一 する法第百十七 百 五. 一十八条第三 条第四 一項にお 回項にお V) いて準 て準用する法第百十六条第二項第二号 用する場合を含む。) (刑法第百七十四 [条、 の政令で定める罪は、 第百七十五条及び第百八十二条 (法第百五十八条第三項に 第 七 項

の罪を除く。)とする。

(特定の業務に従事する者の確認等に関する技術的読替え)

第三十三条

法第百五十八条第三項の規定による技術的読替えは、

次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第百十五条第一項第	前条各号	第百五十八条第一項各号
二号(第百十七条第	並びに同条第一号に掲げる業務に係る	をいう
四項において準用す	同号イからへまでに掲げる事項の別、	
る場合を含む。)	同条第二号に掲げる業務に係る同号イ	
	からニまでに掲げる事項の別、同条第	
	三号に掲げる業務に係る同号イからル	
	までに掲げる業務の別及び同条第四号	
	のカジノ管理委員会規則で定める業務	
	の別をいう	
-		

及び第百十八条	、第百十八条及び前二条	
第三項において準用する		
第百五十八条第一項の規定並びに同条	第百十四条、	第百二十三条
第百四十三条第一項の許可	第三十九条の免許	第百二十条第二号

#### 第三節 指定試験機関

(認可主要株主等に係る認可の欠格事由に係る罪)

第三十四条 第八条第一項の規定は法第百六十四条において準用する法第六十条第二項第一号ロの政令で定

める罪について、 第八条第二項の規定は法第百六十四条において準用する法第六十条第二項第二号ロ . の 政

令で定める罪について、それぞれ準用する。

(認可主要株主等に関する技術的読替え)

第三十五条 法第百六十四条の規定による技術的読替えは、 次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第五十八条第二項	認定設置運営事業者が第三十九条の免	第百五十九条第一項に規定する指定試

免許の			許
指定の	る指定	あるものに限る。)が同項の規定によ	験機関になろうとする者(株式会社で

(特定の業務に従事する者の確認の欠格事由に係る罪)

第三十六条 法第百六十五条第二項において準用する法第百十六条第二項第二号(法第百六十五条第二項に

おいて準用する法第百十七条第四項において準用する場合を含む。) の政令で定める罪は、第三十二条に

規定する罪とする。

(特定の業務に従事する者の確認等に関する技術的読替え)

第三十七条 法第百六十五条第二項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第百十五条第一項第	前条各号	第百六十五条第一項各号
一二号(第百十七条第	並びに同条第一号に掲げる業務に係る	をいう

第百二十三条 第百二十条第二号 る場合を含む。 四項において準用す 第三十-第百十四条 0 のカジ 三号に掲げる業務に係る同号イからル か 同号イからへまでに掲げる事項の別、 までに掲げる業務の別及び同条第四号 同条第二号に掲げる業務に係る同 別をいう らニまでに掲げる事 第百十八条及び前二条 九 ノ管理委員会規則で定める業務 条  $\mathcal{O}$ 免許 ·項 の 別、 同条 . 号 イ 第 第百 第百六十五 及び第百十八条 第二項において準用する 五. 十九九 条第 条第 項 項  $\mathcal{O}$ 0 規定 規定による 並 び に 同 指 条 定

第六章 カジノ施設への入場等の制限

### (入場制限の例外となる場合)

第三十八条 法第百七十三条の政令で定める場合は、 第十条各号に掲げる場合とする。

(カジノ行為の制限の例外となる場合)

第三十九条 法第百 七十四年 1条第二 項 の政令で定める場合は、 カジ ノ管理委員会の事 務局  $\mathcal{O}$ 職員が カジ ノ管理

委員会の 所掌事が 務の遂行 に必要な調査としてカジノ行為を行う場合とする。

入場料及び認定都道府県等入場料並びに国庫納付金及び認定都道府県等納付金

(入場料納入金等の納付)

第七章

第四十条 カジ ノ事業者は、 次の各号に掲げる規定により当該各号に定める金銭を納付しようとするときは

納付書を添付しなければならない。

法第百· 七 十九条第 項 入 場 料納 入金及び 認定都道府県等入場料納入金

二 法第百九十二条第一項 国庫納付金

三 法第百九十三条第一項 認定都道府県等納付金

(法第百七十九条第一項等の政令で定める日)

第四十一条 法第百七十九条第一項、 第百九十二条第一 項及び第百九十三条第一 項の政令で定める日は、 +

五日とする。

(入場料納入金等の保管)

第四十二条 カジ ノ管理委員会は、 カジノ事業者から入場料納入金及び 認定都道府県等入場料納 入金の 納付

が あったときは、これらを受け入れた後に、 入場料納入金を一般会計の歳入に繰り入れるため及び認定都

道府県等入場料納入金を認定都道府県等へ払い込むために必要な現金を保管することができる。

2 前 項の規定は、 カジノ事業者から国庫 納付金又は認定都道府県等納付金の納付があったときについて準

用する。

(認定都) 道府県等入場料納 入金又は認定都道府県等納 付 金の払込み)

第四十三条 玉 は、 法第百七 十九条第二項又は第百九十三条第三項の規定による払込みを行う場合には、

れ らの規定により払い込む認定都道府県等入場料納入金又は認定都道府県等納付金の納付額その他必要な

事項を認定都道府県等の長に通知するものとする。

(法第百八十三条第一項の政令で定める日)

第四十四条 法第百八十三条第一項の政令で定める日は、 十五日とする。

#### (特別加算金)

第四 十五 法第 百 八十五条第一 項の規定により 加算金に代えて特別加算金を徴収する場合には、 同 条 に基

づき計算した特別加算金を徴収するものとする。

2 法第百八十五条第一項に規定する隠蔽 Ĺ 又は仮装されていない事実に基づく入場料納入金又は認定都

道府県等入場料納入金の額として政令で定めるところにより計算した金額は、 加算金の額 の計 算の 基 一礎と

なるべき入場料納入金又は認定都道府県等入場料納入金の額のうち当該事実のみに基づく場合における入

場料納入金又は認定都道府県等入場料納入金の額とする。

玉 庫 納 付金及び 認定都道 道 府県等納 付 金 0 申告及び徴 収に 関する準 甪

第四十六条 前二条の 規定は、 法第百九十五 条において法第八章第二節の規定を準用する場合について準用

する。

附則

(施行期日)

第一 条 この政令は、 法の施行  $\mathcal{O}$ 日から施行する。 ただし、 第一章の規定は、 法附則第一 条第二号に掲げる

規定の施行の日(平成三十一年四月一日)から施行する。

(銃砲刀剣類所持等取締法施行令の一部改正)

第二条 銃砲 刀剣類所持等取 締法施行令 (昭和三十三年政令第三十三号)の一部を次のように改正する。

第十二条第二項に次の一号を加える。

四十七

特定複合観光施設区域整備法

(平成三十年法律第八十号) 第二百四十九条に規定する罪

(犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令の一部改正)

第三条 犯罪による収益 の移転防止に関する法律施行令 (平成二十年政令第二十号) の一部を次のように改

正する。

第 条 中 「別表第二条第二項第四十四号に掲げる者の項」 を「別表第二条第二項第四十五号に掲げる者

の項」に改める。

第四条中「第二条第二項第四十一号」を「第二条第二項第四十二号」に改める。

第七条第 一項第六号中 「別表第二条第二項第四十二号に掲げる者の項」 を 「別表第二条第二項第四十三

号に掲げる者の項」 に改め、 同号を同項第七号とし、 同項第五号中「別表第二条第二項第四 十一 号に掲げ

掲げ 第二条第二項第四十二号」に改め、 る者の項」 る者 0 を 項」 「別表第二条第二項第四十二号に掲げる者の項」に、 を 「別表第二条第一 一項第四十一号に掲げる者の項」 同号を同項第六号とし、 同項第四 に改め、 「法第二条第二項第四十一号」 |号中 別 同号を同 表第二条第二項 項第五号とし、 第四 を + 身に 同 法 項

兀 法別表第二条第二項第四十号に掲げる者の項 次のいずれかに該当する取引 第三号の次に次の一号を加える。

1 号イに規定する特定資 定する特定資金受入業務を 特定資 金移動業務 (特定複合観光施設区域整備法 金移動業務をいう。 いう。 ニ及び しホにお ホ に į, お て 同 いて同じ。 (平成三十年法律第八十号) ľ に係る口座 又は特定資金受入業務 の開設を行うことを内 第二条第八項第二 同 号口 容と に規

する契約の締結

口 特定資金貸付契約 (特定複合観光施設区域整備法第七十三条第十項に規定する特定資金貸付契約

をいう。ホにおいて同じ。)の締結

て同じ。) チップ (特定複合観光施設区域整備法第七十三条第六項に規定するチップをいう。 の交付若しくは付与又は受領をする取引 (第三項第六号にお いて「チップ交付等取引」 以下ハにおい

という。)であって、 当該取引に係るチップの価額が三十万円を超えるもの

ニ 特定資金受入業務に係る金銭の受入れ

ホ 特定資金受入業務に係る金銭 0) 払戻し (特定資金移動業務に係る為替取引を伴うものを除く。)

特定資金貸付契約に係る債権の弁済の受領 (特定複合観光施設区域整備法第二条第八項第二号イ

に規定するカジノ管理委員会規則で定める金融機関が行う為替取引(口座間の金銭の移動に係るも

0) に限る。)を伴うものを除く。)又は同号ニに掲げる業務に係る金銭の両替 (第三項第七号にお

1 て「カジ ノ関連金銭受払取引」という。)であって、 当該取引の金額が三十万円を超えるも

 $\mathcal{O}$ 

カジ ノ行為関連景品類 (特定複合観光施設区域 整備法第二条第十三項に規定するカジ ノ行為関連

景品類をい V. 同項第一号に掲げるものに限る。 以下へ及び第三項第八号において同じ。) 0) 提供

であって、 当該提供に係るカジノ行為関連景品類の価額が三十万円を超えるもの

第七条第三項中第六号を第九号とし、 第五号の次に次の三号を加える。

六 チップ交付等取引

七 カジノ関連金銭受払取引

## 八 カジノ行為関連景品類の提供

第八条中 「別表第二条第二項第四十四号に掲げる者の項」 を 「別表第二条第二項第四十五号に掲げる者

の項」に改める。

第九条第一項中 「別表第二条第二項第四十四号に掲げる者の項から第二条第二項第四十七号に掲げる者

の項まで」 を「別表第二条第二項第四十五号に掲げる者の項から第二条第二項第四十八号に掲げる者 の項

まで」に、 同 表第二条第二項第四十四号に掲げる者の項」 を 「同表第二条第二項第四十五号に掲げる者

の項」に改める。

第十五条第一項第三号中 「又は 口 を 「からハまで」 に改め、 同号ロ 中 「第二条第二項第四十一 を

「第二条第二項第四十二号」 に改め、 同号ロ を同号ハとし、 同号イ Ò 次に次のように加 がえる。

口 法第二条第二項第四十号に掲げる特定事業者 第七条第一項第四号ホに規定する金銭 の両替であ

って、当該取引の金額が三十万円以下のもの

第十五条第二項第一号中 「別表第二条第二項第四十四号に掲げる者の項」 を「別表第二条第二項第四十

五号に掲げる者の項」に改める。

第三十四条第一項中 「第二条第二項第四十号」 を「第二条第二項第四十一号」に改める。

第三十五条中 「第二条第二項第四十四号」を 「第二条第二項第四十五号」 に改 いめる。

第三十六条第 項、 第三項及び第四項中 「第二条第二項第四十七号」を「第二条第二項第四十八号」に

改める。

(インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行令の一 部改正)

第四条 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法津施行令 (平成二

十年政令第三百四十六号)の一部を次のように改正する。

第 一条中第二十四号を第二十五号とし、 第二十三号の次に次の一号を加える。

二 十 匹 特定複合観光施設 区 域 整備法 (平成三十年法律第八十号) 第二百三十七条第一項第六号 (同法

第六十九条に係る部分に限る。) に規定する罪 (児童をカジノ施設に入場させ、 又は滞在させる行為

に係るものに限る。)

海 賊多発海域における日本船舶 肌の警備 に関する特別措置法施行令の一 部改正)

第五条 海賊多発海域における日本船舶 の警備に関する特別措置法施行令 (平成二十五年政令第三百二十六

号)の一部を次のように改正する。

第五条に次の一号を加える。

四十七 特定複合観光施設区域整備法 (平成三十年法律第八十号) 第二百四十九条に規定する罪

理

由

要があるからである。

特定複合観光施設区域整備法の施行に伴い、 特定複合観光施設に係る国際会議場施設の基準等を定める必